

令和7年度第2回 姫路市地域自立支援協議会

と き 令和8年2月17日（火）午後2時30分～

ところ こどもの未来健康支援センター みらいえ 2階 講義室

会 議 次 第

1 開会

2 議事

(1) 令和7年度姫路市地域自立支援協議会 活動報告について

3 報告

(1) 地域生活支援拠点等（相談、専門的人材の確保・養成等）の整備について

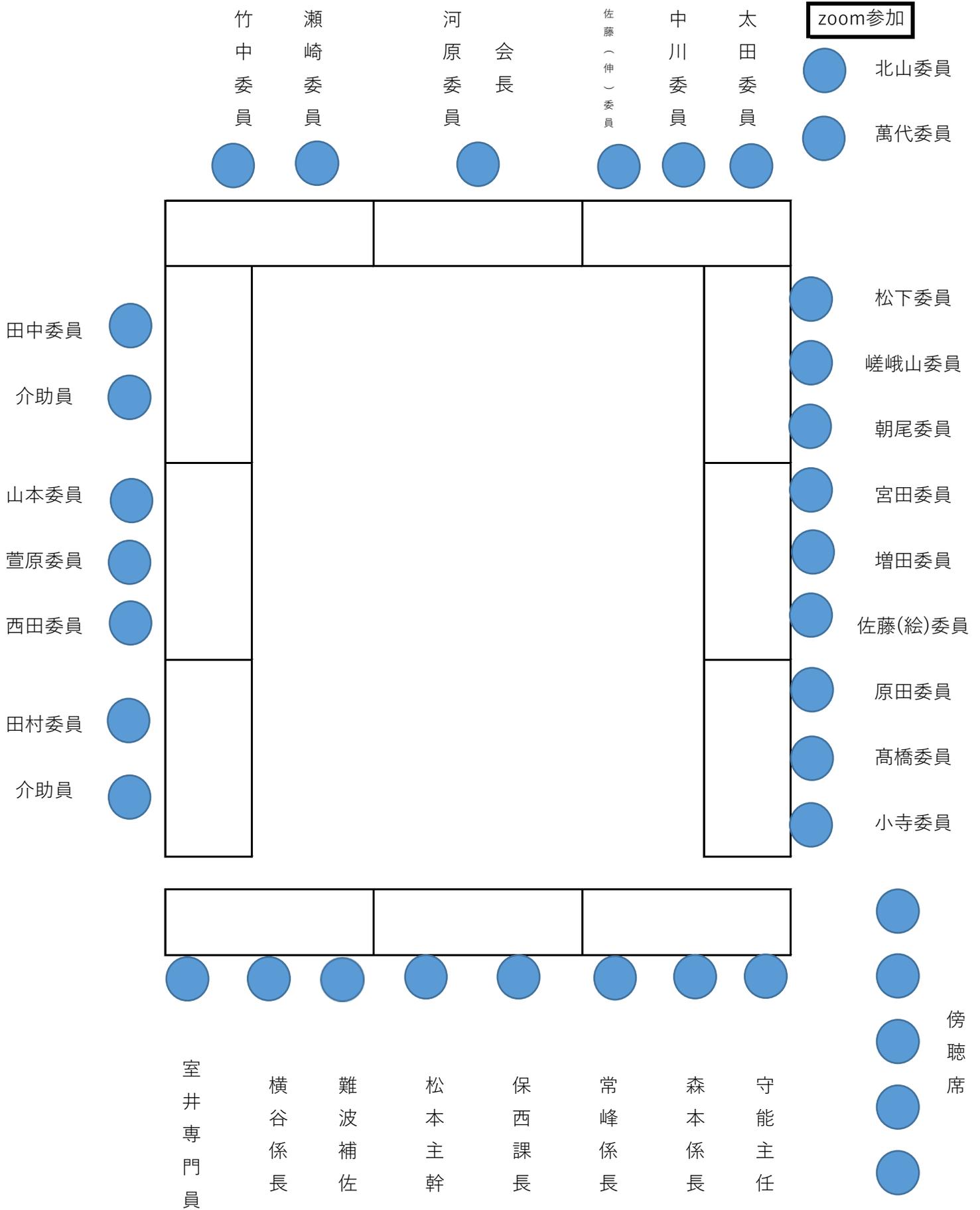
4 その他

5 閉会

配 布 資 料

- ・ 会 議 次 第
- ・ 令和 7 年度 第 2 回姫路市地域自立支援協議会配席図
- ・ 姫路市地域自立支援協議会委員名簿
- ・ 資料 1 令和 7 年度姫路市地域自立支援協議会専門部会等の検討概要について
- ・ 資料 2 令和 7 年度姫路市地域自立支援協議会障害当事者部会等の検討概要について
- ・ 資料 3 地域生活支援拠点等（相談、専門的人材の確保・養成等）の整備について

令和7年度第2回 姫路市地域自立支援協議会 配席図



姫路市地域自立支援協議会 委員名簿

(~2027. 3. 31)

	分野	関係機関・団体名	職名	氏名
1	地域ケア学識経験	特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター	理事長	河原 正明
2		関西福祉大学	社会福祉学部副学部長／教授	萬代 由希子
3	権利擁護関係機関	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	事務局長	瀬崎 智紀
4	当事者団体・家族会	特定非営利活動法人姫路市身体障害者福祉協会	理事長	田中 環
5		特定非営利活動法人姫路地区手をつなぐ育成会	副理事長	竹中 正彦
6		特定非営利活動法人姫路市精神保健福祉連合会(ひめかれん)	副理事長	山本 寿子
7		はりま福祉ネットワーク	代表	田村 辰男
8		マザーリーフ(姫路市肢体不自由児・者のこれからを考える会)	会長	萱原 州平
9	相談支援事業者	姫路市基幹相談支援センター(姫路市社会福祉事業団 ぱっそ・あ・ぱっそ)	管理相談支援員	西田 純子
10		社会医療法人恵風会 けいふう	相談支援専門員	佐藤 伸也
11	障害福祉サービス事業者	姫路市社会福祉事業団 姫路市立広畑障害者デイサービスセンター	所長	中川 繭子
12		株式会社アニマシオン プレイジム	管理者	太田 篤志
13		社会福祉法人愛光社会福祉事業協会 障害者支援施設三愛園	施設長	松下 薫
14		社会福祉法人姫路若葉福祉会 若葉福祉作業所	施設長	嵯峨山 悠
15	保健・医療関係機関	姫路市保健所	所長	朝尾 直介
16		姫路聖マリア病院 (重度障害総合支援センタールルド)	センター長	宮田 広善
17	雇用関係機関	姫路公共職業安定所	職業相談部長	増田 智香
18		姫路市社会福祉事業団 職業自立センターひめじ	主任支援員	佐藤 絵美
19	発達障害関係機関	姫路市総合福祉通園センター	所長	北山 真次
20	児童福祉関係機関	兵庫県姫路こども家庭センター	育成支援課長	原田 雅子
21	教育機関	兵庫県立姫路特別支援学校	校長	高橋 幹夫
22		姫路市総合教育センター育成支援課	係長	小寺 研

令和7年度 姫路市地域自立支援協議会専門部会 活動報告

令和8年2月17日 全体会議

<はじめに>

今年度の専門部会では、令和6年3月に作成された第7期姫路市障害福祉推進計画の重点項目の推進における課題に焦点を当て、検討テーマを設定し、協議を行った。

まず、まもる部会では、令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから、昨年引き続き、第1回目は、支援者に現状の把握と今後に向けての意見をお聞きし、第2回目においては、当事者、各業界、支援者にお集まりいただき、法施行後の課題を整理するとともに、今後の支援のあり方やどのような取り組みができるか意見交換を行った。

昨年10月に施行された就労選択支援事業の開始を見据え、地域において「働きたい」という相談に対して、どのような流れで、どの機関がどの役割を担うのかを整理する必要が生じている。今年度のしごと部会では、本人の意思決定を尊重しながら、就労に向けた適切な支援につなげるため、就労アセスメントの役割整理及び相談対応の実情について検討を行った。

第7期姫路市障害福祉推進計画の中では、強度行動障害を有する者の支援体制の充実として「支援ニーズの把握」と「地域の関係機関が連携した支援体制の整備」が検討課題として挙げられており、今年度のくらし部会では「強度行動障害の支援体制の強化に向けて」をテーマに現状と課題を整理し、支援体制の強化に向けて情報共有や協議を行い、今後の方向性を提案した。

障害のある子どもの支援に携わる中で、家族が抱える不安や課題が子どもの発達支援や生活に大きく影響していることから、今年度のこども部会においては、「家族に対する支援と関係機関の連携について」というテーマを設定した。家族支援の意味合いは広く、支援の方法も多岐にわたるものである。そのため、今年度においては現場の切実な実態の共有と課題の抽出を行った。

つながる部会では、相談支援体制の更なる推進に向けて、障害のある方が地域で安心して生活を継続できるよう、地域生活支援拠点等における相談機能の整理及び福祉サービス未利用者を含む緊急時対応体制の構築を目的として議論を重ねてきた。会議を通じ、現行の相談支援体制における多面的な課題が明らかとなり、今後の相談支援体制づくりの方向性について提案された。

最後に日中支援型グループホーム部会では、姫路市において、日中サービス支援型グループホームが、毎年のように増えており、今年度も新たに3ヶ所の事業所の開設に向けて意見交換を行った。また、すでに運営されている5事業所を訪問し、運営状況をお聞きし、質の向上に向けて、意見交換を行った。

以下、各部会の検討内容の詳細について、以下のとおり報告する。

権利擁護プロジェクト【まもる部会】

検討テーマ：「障害に対する理解促進・差別解消の推進」

～改正差別解消法への対応～

第1回 8月7日 支援者からみた合理的配慮

第2回 11月11日 差別解消（合理的配慮）の推進に向けた仕組みづくり

	第1回会議構成委員		第2回会議構成委員
1	あっと ほ～む	1	姫路市身体障害者福祉協会
2	地域活動支援センター けいふう	2	姫路地区手をつなぐ育成会
3	LITALICOワークス姫路	3	姫路市精神保健福祉連合会
4	姫路市身体障害者福祉協会	4	はりま福祉ネットワーク
5	姫路手話通訳者協会	5	マザーリーフ
6	姫路市立障害者支援センター	6	姫路商工会議所
7	姫路市基幹相談支援センター	7	神姫バス株式会社
8	姫路市障害福祉課	8	イオン姫路大津店
		9	姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム
		10	姫路市基幹相談支援センター
		11	姫路市障害福祉課

1 概要

令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことにより、令和6年度は、障害当事者の方と各業界の代表の方から現状の把握と今後に向けての意見を伺った。今年度の第1回目は、支援者からも意見を伺い、第2回目においては、当事者、各業界、支援者を集ってもらい、法施行後の課題を整理するとともに、今後の支援のあり方やどのような取り組みができるか意見交換を行った。

2 意見交換

【第1回】

① 身体障害者分野

- ・ 聴覚障害等、「見えない障害」に関して、社会へのアプローチが難しい。
- ・ 当事者が自身の想いを伝えられるよう支援者がサポートする必要がある。
- ・ 医療機関やタクシー会社等、以前に比べ、合理的配慮が浸透している。
- ・ 介助者に話しかけ、当事者に話しかけない場合がある。

- ② 精神障害者分野
 - ・ 支援者のフォローがあれば速やかに話が進む場合が多い。
 - ・ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が重要である。
- ③ 知的障害者分野
 - ・ 「合理的配慮」という言葉を分かりやすい言葉に置き換え対話している。
 - ・ 事業所で健康診断において、実施日までに医師会と密に何度も打ち合わせを行い、病院側スタッフ等の配慮で無事実施することができた。
 - ・ スライドや写真等を活用するなど「(情報の) 見える化」を意識している。
 - ・ 知的障害の方であれば機械化や音声などのガイダンスへの対応が難しい。
- ④ 発達障害者分野
 - ・ 「配慮」という言葉を「困っている事」「こうして欲しい事」等、分かり易くイメージできる言葉に置き換え対話している。
 - ・ 「合理的配慮に関する相互検討資料」を本人と擦り合わせ作成している。
- ⑤ 行政（障害福祉課）
 - ・ 企業が配慮しようとしても当事者の要望がエスカレートする危険性もある。双方の折り合いをつけるのが難しい。
 - ・ 階層別の研修の実施、合理的配慮の提供にかかる助成金制度を開始し、手話言語条例にも合理的配慮の提供を盛り込むよう進めている。
 - ・ どのような時は配慮するのか、しなくてよいのか等の基準が難しい。

【第2回】

- ① 当事者
 - ・ 障害者自身が具体的なお願いを伝えることや啓発活動を行うことが重要である。
 - ・ トイレや車椅子対応駐車場の確保等、環境整備が必要である。万博ではユニバーサルトイレやジェンダーレストイレが多数設置されており、これが当たり前になればよい。
 - ・ 精神障害は「目に見えない障害」であるため、身体・知的障害と同様の配慮が必要である。
- ② 各業界
 - ・ 「合理的配慮とは何か」をテーマに当事者と意見交換会を開催した。当事者とのコミュニケーションを取ることで理解が深まる。
 - ・ 従業員全体にビデオ教育を実施している。また、リーダー層にはサービス介助士の資格取得を必須とし、認知症サポーター資格取得など専門的な学びの機会を提供している。
 - ・ 配慮の必要な方の専用レジ「サポーターレジ」を設置するなど、安心して

利用できる環境づくりを進めている。

- ・ 美容院を開業した際、車椅子でも動きやすい広い店内や、付き添いの方も一緒に映る鏡の工夫などを取り入れた店舗づくりを支援した。
- ・ 障害福祉課では11月末にレイアウト変更を行い、フロアマネージャーを配置し、来庁者に対し、無駄な時間を減らす工夫も進めている。さらに新年度にはWEB予約が可能となるシステムの導入を検討中である。
- ・ 障害福祉課では事業者支援のための助成制度を設けているが周知が不十分であるため、商工会議所と連携し、制度の認知拡大に努めていく。

③ 支援者

- ・ 自閉症の人にも多様なコミュニケーションの形があるということを知ってもらい、理解を広げていかなければならない。
- ・ 合理的配慮の理解促進には「見える化」と「体験」が重要で、特に子どもの頃からの教育が効果的である。
- ・ 相談先を明確に示すことや、「みんなで考える」際の範囲を明確化し、検討の場や相談経路を整備することで、利用者・支援者双方が安心できる環境づくりが求められている。

3 課題等整理

令和6年度より「障害に対する理解促進・差別解消の推進」というテーマで、障害当事者、各業界、支援者から現状の把握や実際に経験したこと、取り組んでいることなど多様な意見を伺った。今年度の第2回目の会議では、業界や分野を超えて、情報交換や意見交換を行い、課題等を以下のように整理した。

- ・ 「情報の見える化」が不足している。
- ・ 当事者が自身の想いを伝えることが重要であるが、現実的には困難なことが多い。
- ・ 各業界では、研修の機会を提供、サービス介助士の資格取得をする等以前に比べ、「合理的配慮」は浸透してはいるが、ユニバーサルトイレや車椅子対応駐車場等ハード面での環境整備が不足している。
- ・ 各業界にとって、どこまで配慮しなければならないかの判断基準が難しい。
- ・ 精神障害者は身体・知的障害者に比べ、同様の配慮が進んでいない。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が必要である。
- ・ 合理的配慮の提供にかかる助成金制度の周知が不足している。
- ・ 子どもの頃からの教育・体験が不足している。

4 今後の展望

令和6年度と7年度のまもる部会では、「障害に対する理解促進・差別解消の推進」というテーマで意見交換を行ってきた。今年度のまもる部会においては、当事者、各業界、支援者からの意見を踏まえ、課題の抽出やどのような仕組みが必要であるか等を検討し、以下のような取り組みが重要であるとの結論に至った。

- (1) 情報の見える化
- (2) 当事者が想いを伝えるための支援者の関わり
- (3) 優れた取り組みを発信できる仕組の構築
- (4) 当事者との話し合いを通じた合理的配慮の提供
- (5) 合理的配慮に関する検討委員会等の仕組みの構築
- (6) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築
- (7) 行政と業界が連携した助成金制度の周知
- (8) 当事者と接する機会や場の提供

進路・就労プロジェクト【しごと部会】

検討テーマ：「就労支援体制の整備」

～一人一人に合った働き方の選択の支援に向けて～

第1回 10月7日 現在の就労アセスメントの現状と課題について

第2回 12月11日 就労アセスメントに関する機関の役割整理について

第1回会議構成委員		第2回会議構成委員	
1	キャリアサポートセンター姫路	1	キャリアサポートセンター姫路
2	ウェルビー姫路駅前センター	2	ウェルビー姫路駅前センター
3	ウェルビー姫路駅前第2センター	3	ウェルビー姫路駅前第2センター
4	LITALICOワークス姫路	4	LITALICOワークス姫路
5	ハンズ姫路	5	ハンズ姫路
6	マンパワーサポート姫路	6	マンパワーサポート姫路
7	就労移行支援事業所 むれ咲き	7	就労移行支援事業所 むれ咲き
8	就労移行支援 change	8	就労移行支援 change
9	姫路市立かしのきの里	9	就労移行支援事業所 W i n g
10	相談支援事業所 むつみ	10	姫路市立かしのきの里
11	相談支援事業所 ぴあ・あくせす	11	相談支援事業所 むつみ
12	兵庫県立姫路特別支援学校	12	相談支援事業所 ぴあ・あくせす
13	兵庫県立しらさぎ特別支援学校	13	兵庫県立姫路特別支援学校
14	兵庫県立書写養護学校	14	兵庫県立しらさぎ特別支援学校
15	姫路公共職業安定所 専門援助部門	15	兵庫県立書写養護学校
16	職業自立センターひめじ	16	姫路公共職業安定所 専門援助部門
17	西部ひめりんく	17	職業自立センターひめじ
18	姫路市基幹相談支援センター	18	西部ひめりんく
19	姫路市障害福祉課	19	姫路市基幹相談支援センター
		20	姫路市障害福祉課

1 検討の背景と目的

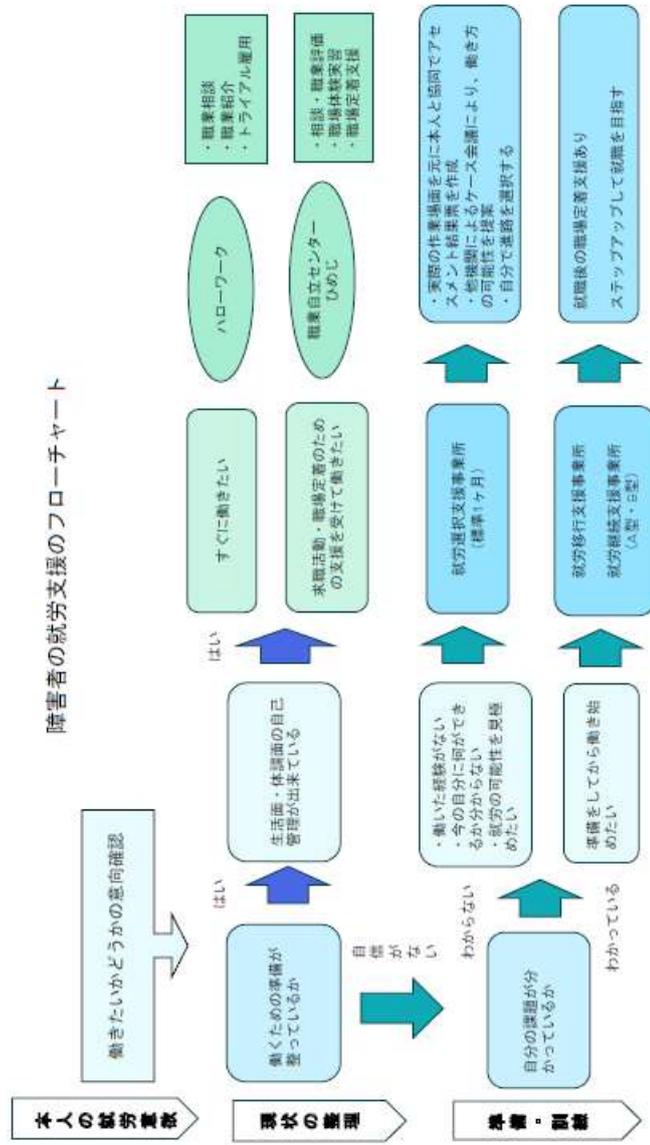
就労選択支援事業の開始を見据え、地域において「働きたい」という相談に対して、どのような流れで、どの機関がどの役割を担うのかを整理する必要が生じている。本プロジェクトでは、第1回（令和7年10月7日）及び第2回（令和7年12月11日）の会議を通じて、本人の意思決定を尊重しながら、就労に向けた適切な支援につなげるため、就労アセスメントの役割整理及び相談対応の実情について検討を行った。

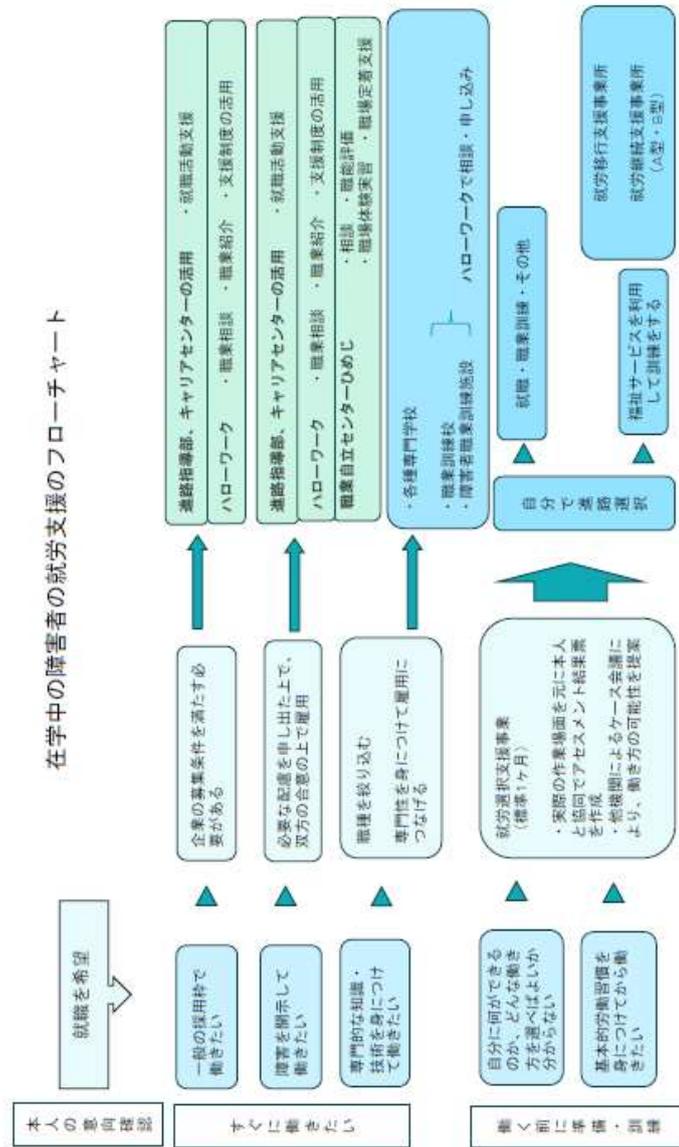
2 就労アセスメントに関する役割整理

- (1) 就労選択支援事業所
 - ・ 軽作業系・事務系など、多様な作業評価が可能となる体制整備
 - ・ 標準ツール及び地域共通様式を活用した評価の一貫性・比較可能性の確保
 - ・ 在宅評価や訪問評価など、柔軟なアセスメント手法の検討
 - ・ 多様な就労の可能性についての提案
 - ・ 上記に対応できる人材育成、人材確保
 - (2) 職業自立センターひめじ（障害者就業・生活支援センター）
 - ・ 求職活動に向けた就労アセスメント（職業適性・課題整理）
 - ・ 就労中の課題把握による職場定着支援につながるアセスメント
 - ・ 休職者を対象とした職場復帰（リワーク）に向けたアセスメント
 - ・ 地域の基幹的立場として、評価手法の標準化、人材育成、事業所間の連携調整
 - (3) 相談支援事業所・ひめりんく
 - ・ 本人の希望や状況を踏まえた、適切なアセスメント機関への紹介、依頼
 - ・ アセスメント結果を基にした進路選択の支援
 - ・ 本人の自己決定を前提としたサービス等利用計画の作成（計画策定は、相談支援事業所）
 - (4) 教育機関（特別支援学校等）
 - ・ 在学中の進路選択における就労アセスメントや職場体験の活用
 - ・ 評価結果を基にした自己理解・自己決定の支援
 - ・ 卒業後の進路先（就労継続支援、生活介護等）との接続支援
 - (5) ハローワーク
 - ・ 職業相談の中でのアセスメント必要性の判断、必要に応じた支援機関の情報提供
 - ・ 関係機関との連携による福祉サービスと一般就労の橋渡し
 - ・ アセスメント結果を活用した職業紹介や企業へ説明
- 3 「働きたい」という相談に対する現場の実情
- (1) 学校現場
 - ・ 実習や作業評価、施設見学等、実体験を通じて本人の納得感の持てる進路選択
 - ・ 通所条件や作業内容など、選択肢が限られる中での福祉サービスの利用調整
 - ・ 在宅ワークの可能性については、身体的・精神的負担の見極めが課題
 - (2) 就労移行支援事業所
 - ・ 利用契約後に、訓練の継続性、積み上げ、2年以内の就職可能性を判断
 - ・ 医療面・生活面の課題がある場合は、必要な支援を優先して提案
 - (3) ひめりんく・相談支援事業所
 - ・ 周囲の勧めでつながるケースも多く、本人の意向確認を重視

- ・ 就労準備性ピラミッドを用いた状況整理
 - ・ 経験不足への配慮として、経験を積むための情報提供
- (4) 職業自立センター・ハローワーク
- ・ 早く働きたいという意向や定着支援引継ぎ希望がある場合に活用
 - ・ 状況に応じて、医療・福祉・訓練機関との連携や職業紹介を実施
- 4 就労選択支援事業開始による変化の見通し
- (1) 就労移行支援
- ・ 就労選択支援が福祉サービス利用を前提としない就労に向けての入口となり、門戸が広がる。
 - ・ 短期間利用により、就労選択支援利用のハードルが下がる。
 - ・ 本人の自己決定を尊重した進路選択が可能となる。
- (2) 相談支援
- ・ 自分に合った働き方を判断する機会への期待
 - ・ 一方で、制度を分かりやすく説明する共通資料の必要性
- (2) 就労継続支援利用者
- ・ 複数回のアセスメントにより、その後の方向性を検討できる意義
- 5 総括（しごと部会としての共通認識）
- ① 地域の支援機関による相談体制の整備
- 働きたいという相談に対して、適切な支援につなげるための進め方として、3つの段階を確認し、本人の希望や状況を踏まえ、地域の支援機関が共通の認識のもとで適切な機関につなぐことが求められる。
- 1つ目は、本人に働きたいという意向があるか。
 - 2つ目は、訓練が必要かどうか。
 - 3つ目は、訓練が必要である場合、どんな訓練が必要か。
- 訓練が必要な場合、必要な訓練メニューを選択するために就労選択支援を活用することが期待される。
- ② 就労選択支援の意義の確認
- 障害を社会的障壁として捉え、環境調整を行うことで働き方の可能性を広げるものであり、自分の出来ることを見つけ、意思決定のための自己理解・自己覚知を支えるものであると考えられる。
- ③ 就労選択支援の仕組みの構築にあたり必要なもの
- 在宅ワークやアウトリーチ型アセスメントなど、柔軟な対応が求められる。
- 当事者及び支援者が目的を理解して有効に活用するための説明資料、フローチャートの整備及び周知が必要である。

障害者の就労支援のフローチャート





地域生活・移行プロジェクト【くらし部会】

検討テーマ：「強度行動障害の支援体制の強化に向けて」

～姫路市の強度行動障害にかかる支援体制の現状について～

第1回 9月9日 強度行動障害にかかる支援体制の現状と課題

第2回 12月16日 強度行動障害児者の地域生活を送るための包括的な仕組みづくり

	第1回会議構成委員		第2回会議構成委員
1	行動障害支援センター のぞみ	1	行動障害支援センター のぞみ
2	ひょうご発達障害者支援センター クローバー 上郡ブランチ	2	ひょうご発達障害者支援センター クローバー 上郡ブランチ
3	姫路暁乃里	3	姫路暁乃里
4	生活介護事業所 いっぽいっぽ	4	生活介護事業所 いっぽいっぽ
5	サンテラス訪問看護事業所	5	サンテラス訪問看護事業所
6	支援センター ふくっこ	6	支援センター ふくっこ
7	高岡病院 医療相談室	7	高岡病院 医療相談室
8	相談支援事業所 Colors	8	相談支援事業所 Colors
9	相談支援事業所 ぱっそ・あ・ぱっそ	9	相談支援事業所 ぱっそ・あ・ぱっそ
10	兵庫県立しらさぎ特別支援学校	10	兵庫県立しらさぎ特別支援学校
11	姫路市立 広畑障害者デイサービスセンター	11	姫路市立 広畑障害者デイサービスセンター
12	姫路市南保健センター	12	姫路市南保健センター
13	姫路市基幹相談支援センター	13	姫路市基幹相談支援センター
14	姫路市障害福祉課	14	姫路市障害福祉課

1 はじめに

第7期姫路市障害福祉推進計画の中では、強度行動障害を有する者の支援体制の充実として「支援ニーズの把握」と「地域の関係機関が連携した支援体制の整備」が検討課題として挙げられており、今年度のくらし部会では「強度行動障害の支援体制の強化に向けて」をテーマに情報共有や討議を行った。

第1回（令和7年9月9日）、第2回（令和7年12月16日）の会議内容を以下の通りまとめ、報告する。

2 現状と課題

(1) 姫路市における強度行動障害児者の現状について

- ・ 成人の生活介護・施設入所支援利用者のうち行動障害加算対象者：550名程度
放課後等デイサービス利用児童のうち加算対象者：110名程度
- ・ 多くは通所可能だが、全く通所できない、数日しか利用できないケースも存在する。また、通所できていても家庭で大きな問題を抱えるケースや状態悪化のため通所できなくなるケースも予測されている。

(2) 家庭へ入る支援の人材や事業所の状況について

- ・ 行動障害支援センターのぞみを中心に対応をしている。支援依頼が増加傾向で、対応できるケースや支援人材に限りがある。また、短期間だけでは効果が不十分なケースは長期的にフォローが必要である。
- ・ 行動援護、居宅介護、移動支援、訪問看護などのニーズは増えてきており、対応しきれっていない。
- ・ 家族の「ちょっと聞いてほしい」に寄り添える時間がもてない。
- ・ 強度行動障害にかかる重度訪問介護の支給決定について、姫路市では該当する利用者がいない。

(3) 施設支援における体制について

- ・ 「広域的支援人材」による集中的支援や中核的人材の育成が令和6年度報酬改定より開始しており、登録事業所の増加や支援ケースなど今後さらなる充実が期待されている。現在、姫路市において「広域的支援人材」は1法人が登録している。
- ・ 短期入所、緊急時の対応やレスパイトケアの受け入れ体制、事業所が不足している。
- ・ 事業所内での人材育成では限界がある。外部の研修制度やSV等活用に有効性がある。
- ・ 施設サービスの範疇（加算等も含めて）では、家庭内への支援まで広がりにくい。

(4) 地域での受け入れが困難なケースや支援に行き詰ったときの相談体制について

- ・ 本人や家族、事業所が支援に困ったときに、どこに相談してよいか分からない。
- ・ サービスを利用していないひきこもりケースなどの把握や支援体制が不十分。
- ・ サービスや制度では対応しきれない「狭間」の支援について、連携や支援が行き届いていない。
- ・ 医療・福祉・教育など、地域生活を包括的に支援する仕組みや連携の体制が整備されていない。

3 総括

① 家庭へ入る支援の必要性

- ・ 本人、家族のニーズを把握するためのアセスメントの実施や専門的な視点（根拠のある標準的な支援）が必要
 - ・ 行動援護、居宅介護、移動支援、訪問看護等サービス事業所の支援者をバックアップできる仕組みづくり
 - ・ 本人、家族のニーズに寄り添える支援内容をサービスの中にどのように落とし込んでいくのかが重要
 - 関係機関が連携して地域生活を包括的に支援できる仕組みの構築
 - ・ 重度訪問介護サービスを含めた訪問系サービスの充足とニーズに沿ったサービス提供の検討
- ② 各種サービスや支援人材の充足、人材育成、支援の底上げが求められる。
- ・ 「広域的支援人材」による集中的支援や各事業所における「中核的人材」の育成など、支援に関わる人材を増やし、専門性を高めていく必要性
 - ・ 機関や事業所の枠を超えたネットワークを構築することにより、チームワーク支援や全体的な支援力の底上げにつなげる。
 - ・ 供給が足りていないサービスや人材を充足させる取り組み。加算や補助の活用、制度の枠組みの柔軟化
- ③ 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の明確化
- ・ 拠点コーディネーターの設置や基幹相談支援センター、ひめりんく、相談支援事業所等の機関がそれぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが必要（特に困っているケースの対応、支援の組み立てや調整が大切）
- ④ 地域生活支援拠点等の体制の充実、専門性の拡充
- ・ 緊急時の受け入れ・対応：集中的支援、家族のレスパイト支援などの体制整備が急務
 - ・ 専門的人材の確保、養成等：支援人材のさらなる専門性の向上を目指せるような仕掛けづくり

4 今後の展望

- ① 地域生活を支える日常的な支援体制の整備、各種サービスや人材の充足への対策
- 通所サービス、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう、専門性やサービス内容の工夫を含めた体制の整備をすすめることが重要である。
- ② 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方の整備、見える化
- 本人、家族の支援ニーズを的確に把握してコーディネートし、支援につないでいく体制の構築が必要である。
- ③ 地域生活支援拠点等の機能強化と登録事業所の拡大
- ・ 状態が悪化したときの「集中的支援」や緊急時の受け入れ・対応の強化を図ることが期待される。
 - ・ 専門的人材の確保、養成等において、地域における支援者が互いに支えあい連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取り組みをす

すめるため、人材ネットワークを拡げていくことが期待される。

上記の取り組みをすすめていくことで、地域で安心して生活できる支援体制を整えていくことが望まれる。

児童支援プロジェクト【こども部会】

検討テーマ：「家族に対する支援と関係機関の連携について」

第1回 8月28日 家族支援の現状と課題

第2回 11月27日 関係機関の連携と情報共有

	第1回会議構成委員		第2回会議構成委員
1	やどりぎ	1	やどりぎ
2	デイサービスシュシュ	2	デイサービスシュシュ
3	相談支援事業所 なごみ	3	相談支援事業所 なごみ
4	姫路市総合福祉通園センター	4	姫路市総合福祉通園センター
5	姫路市総合教育センター育成支援課	5	姫路市総合教育センター育成支援課
6	姫路市立こども発達支援センター	6	姫路市立こども発達支援センター
7	姫路市こども保育課	7	姫路市こども保育課
8	姫路市こども支援課	8	姫路市こども支援課
9	姫路市子育て支援室	9	姫路市子育て支援室
10	姫路市中央保健センター 安富分室	10	姫路市中央保健センター 安富分室
11	姫路市 こどもの未来健康支援センター 母子担当	11	姫路市 こどもの未来健康支援センター はぐくみ相談室担当
12	姫路市基幹相談支援センター	12	姫路市基幹相談支援センター
13	姫路市障害福祉課	13	姫路市障害福祉課

1 はじめに

こども部会において、今年度は「家族に対する支援と関係機関の連携について」というテーマを設定した。家族や子どもに関わる保健・福祉・教育等の多様な関係機関に参集いただき、計2回の会議を開催した。家族支援の意味合いは広く、支援の方法も多岐にわたるものである。そのため、今年度においては現場の切実な実態共有と課題の抽出を行った。その内容をここに報告する。

2 現状の把握

(1) ニーズの急増と低年齢化

- ・ 放課後等デイサービス等の利用の増加や特別支援教育学級・学校への就学者の増加
- ・ SNS等の情報による不安から、1歳代からの相談やセルフプラン利用の増加
- ・ 早期からの支援ニーズの高まり
- ・ 療育や保育へ意識が向かない保護者

(2) 各機関の役割の現状

- ・ 保健・母子保健： 妊娠期からの悉皆的なフォロー
- ・ 福祉・相談支援： 支給決定やモニタリングを通じた家族の思いの受容
- ・ 教育・保育： 集団生活の中での直接支援と環境調整
- ・ 子育て支援・要対協： 虐待リスクや制度の隙間にある困難事例への介入

(3) 支援現場における「親子」の実態と変化

- ・ 「預け先」としてのニーズ変容： かつては家庭療育の延長として捉えられていた通園施設等が、現在は家族の就労やレスパイト目的の「預け先」として期待される割合が増えている。
- ・ 家族自身の特性と課題の二重性： 支援を必要とする子どもだけでなく、家族自身も特性や生きづらさを抱えているケース（ダブルケア）が増加しており、母子セットでのアプローチが不可欠となっている。

3 課題整理

(1) 「制度の隙間」と家族のレスパイト不足

障害福祉サービスの枠組み（ヘルパーや通所支援）だけでは、親の精神的不安や養育能力の補完をカバーしきれないケースが増加している。特に、市内における児童対象のショートステイ先が不足しており、家族が心身ともに休息（レスパイト）を取れないことにつながっている。

(2) 相談機能の不足と「セルフプラン」の増加

相談支援専門員が不足している背景もあり、家族自身が支援計画を立てる「セルフプラン」が増加している。その結果、複数のサービスを利用していても、全体を統括して調整（コーディネート）する役割が不在となり、家庭への支援が断片化・孤立化するケースが見られる。

(3) 専門分野間（教育・福祉・保健）の連携

学校（教育）と事業所（福祉）の間で、連携の必要性の認識に温度差がある。学校は集団の中での個への支援であり、事業所が利用者の個としての視点の支援を求めるとずれが生じる。情報共有や方針の擦り合わせ、相互理解がまだ十分に進んでいるとは言えないところがある。

(4) 支援の「対症療法」化と予防的観点の欠如

不登校、二次障害、不適切養育など、問題が深刻化してから介入する「事後対応」が中心となっている。本来であれば、就学前の早期段階から地域や園と連携し、親子を孤立させないための「予防的支援」が必要であるが、現場の人手不足や仕組みの欠如により後手に回っている。

(5) 専門的人材の育成と世代交代への不安

障害児支援のニーズが高度化・多様化する一方で、それに対応できる専門的な知見（家族支援のスキル、多職種連携のノウハウ等）を持つ人材が不足している。各分野で世代交代が進む中、若手職員を育成するための共通のシステムや研修機会の不足が、支援の質の維持における不安要素となっている。

4 総括

各機関・部署において、個々の努力による体制整備や支援は進められている。しかし、現状の課題は単一の機関で解決できる範疇を超えつつある。家族支援の本質は「孤立を防ぎ、話を聞き、適切な仕組みを伝え、そこから信頼に基づいた人間関係を構築すること」にある。特に、家族が抱える不安の早期化や多様化に対し、既存の専門分野ごとの「点」の支援では限界がある。今後は、関係機関の連携やつながりを物理的・心理的にも強化し、制度の隙間を埋めながら、地域全体で家族を包摂する「面」の支援体制を構築することが不可欠である。

5 今後の取り組み及び方向性

(1) 「関係機関 役割・連携マップ」の策定

各機関（保健・福祉・教育等）がどのタイミングで関わり、どの役割を担い、どこへバトンをつなぐべきかを視覚的に整理した図を作成することで、現場職員が迷わずつなげる一つのツールとできればと考える。

(2) 連携の質の向上と「顔の見える」関係づくり

開催の負担を軽減するマニュアル整備やオンライン等も活用した効率的な情報共有の促進を行い、担当者会議の活性化を図る必要がある。

(3) 次世代の人材育成

各分野のノウハウを共有し、世代交代期にあっても支援の質を落とさないための、職種横断的な研修・フォローアップ体制を構築する必要がある。

相談体制プロジェクト【つながる部会】

検討テーマ：「相談支援体制の更なる推進」

～地域生活支援拠点等における相談機能の整理～

第1回 8月26日 姫路市の相談体制の現状と課題について

第2回 10月30日 相談機能の整理と相談支援体制の更なる推進

第1回会議構成委員		第2回会議構成委員	
1	姫路暁乃里	1	姫路暁乃里
2	相談支援事業所 紬	2	相談支援事業所 紬
3	発達症プロフェッショナルサポートセンター	3	相談支援事業所しらさぎ
4	相談支援センターマリア	4	相談支援センターマリア
5	姫路市社会福祉協議会 地域福祉課	5	姫路市社会福祉協議会 地域福祉課
6	姫路市社会福祉協議会 くらしと仕事の相談窓口	6	姫路市社会福祉協議会 くらしと仕事の相談窓口
7	広畑地域包括支援センター	7	飾磨地域包括支援センター
8	北部ひめりんく	8	北部ひめりんく
9	姫路市地域福祉課 福祉つながる窓口	9	姫路市地域福祉課 地域福祉担当
10	姫路市生活援護室	10	姫路市地域福祉課 福祉つながる窓口
11	姫路市高齢者支援課	11	姫路市生活援護室
12	姫路市中央保健センター	12	姫路市高齢者支援課
13	姫路市基幹相談支援センター	13	姫路市中央保健センター
14	姫路市障害福祉課	14	姫路市基幹相談支援センター
		15	姫路市障害福祉課

1 はじめに

本プロジェクトでは、障害のある方が地域で安心して生活を継続できるよう、地域生活支援拠点等における相談機能の整理及び福祉サービス未利用者を含む緊急時対応体制の構築を目的として議論を重ねてきた。第1回（令和7年8月26日）及び第2回（令和7年10月30日）の会議を通じ、現行の相談支援体制における多面的な課題が明らかとなったため、以下のとおり総括として整理する。

2 全体課題の整理

(1) 情報不足及び情報共有の困難性

- ・ 福祉サービス未利用者・新規ケースの情報が不足し、支援方針の決定に時

間を要する。

- ・ 個人情報同意が得られにくく、行政・関係機関間の情報連携が進まない。
 - ・ 緊急時に必要な情報が迅速に共有されず、緊急ショート受入施設（以下、拠点施設）側では「情報がないまま受入れが始まる」状況が発生
- (2) 夜間・休日を含む緊急対応体制の脆弱さ
- ・ 多くの機関が夜間対応不可で、警察・救急への負担が集中
 - ・ 拠点施設も夜間は看護師不在で受入れ制限が生じる。
 - ・ 夕方以降の相談では短期入所・ホテル確保が難しく、強度行動障害など専門支援が必要なケースでは受入れ先が限られる。
- (3) 相談支援専門員の負担増と役割の不明確さ
- ・ 緊急対応が報酬に結びつかず、相談員の疲弊が進む。
 - ・ セルフプラン対象者（500名超）への対応が重荷
 - ・ 「どこまで支援すべきか」の線引きが曖昧で、事業所間で対応差が生じる。
 - ・ 医療拒否・家族不在など複雑事例では相談員が抱え込みやすい。
- (4) 地域とのつながりの弱さ（障害特性に起因）
- ・ 障害のある方は地域との接点が少なく、民生委員・自治会が把握しにくい。
 - ・ 本人・家族が障害を知られたくないと考えるケースも多い。
 - ・ 8050・7040問題など孤立リスクが高く、支援につながらないまま緊急事案として顕在化するケースが増加
- (5) 予防的アプローチ（アウトリーチ）の不足
- ・ 現状は「事案発生後の対処療法」に偏り、早期介入が難しい。
 - ・ 要配慮者の登録・把握の仕組みが弱く、災害時要援護者名簿も平時活用が困難
 - ・ ひめりんく・保健センター等の地域資源が十分に周知されていない。
- (6) 地域生活支援拠点等の機能不足と登録事業所の少なさ
- ・ 拠点登録事業所が少なく、夜間・休日対応や看護体制、強度行動障害支援など機能面の課題が多い。
 - ・ 拠点施設間・関係機関間の連携が限定的で、緊急時の調整役が不明確
 - ・ 情報シート等の標準化・共有方法にも課題が残る。

3 総括

2回の会議を通じて、以下の課題が特に重要であることが明らかとなった。

- ① 緊急時に「誰がコーディネートするのか」が明確でない。
- ・ 10万人に1ヶ所程度の「拠点コーディネーター」設置が重要である。
 - ・ 初動は「拠点コーディネーター」が担い、その後のつなぎ先を迅速に調整する仕組みが必要
 - ・ 「拠点コーディネーター」・基幹相談支援センター・ひめりんくの役割分担の明確化が不可欠
- ② 要配慮者の事前把握・登録の仕組みが不足
- ・ アウトリーチの強化、地域資源の周知、情報メンテナンス体制の構築が必要

- ・ 要配慮者の事前登録制度の整備により、緊急時の迅速な支援につなげることが必要
- ③ 夜間・休日を含む 24 時間対応体制の脆弱さ
 - ・ 拠点機能の強化、関係機関との連携強化が求められる。
 - ・ 緊急時の「場の確保」スキーム（短期入所・ホテル・緊急受入枠等）の整備が急務
- ④ 自立生活援助による伴走型支援の強化・一人暮らしを始めた障害者への定期訪問・随時対応により、生活・健康・手続き等を支える仕組みが重要
 - ・ 週 1 回以上の訪問を基本とした伴走支援が、孤立防止・緊急事案の未然防止に寄与することに期待
 - ・ 指定障害者支援施設等による実施体制の拡充が必要
- ⑤ 地域生活支援拠点等の登録事業所を増やす必要性
 - ・ 拠点等に位置付けることで、緊急時対応に対する報酬が得られ、事業所の参画が促進されることを期待
 - ・ 加算一覧の提示や登録案内の強化により、登録事業所の増加を図ることが必要
 - ・ 拠点等関係機関連絡会議で今後の展開を議論し、地域全体の機能向上を目指すことが必要

4 今後の方向性

- ① 地域生活支援拠点等の機能強化と登録拡大
- ② 緊急時コーディネート体制の明確化と 24 時間対応体制の検討
- ③ 予防的アプローチ（アウトリーチ）と要配慮者登録の仕組み構築
- ④ 孤独・孤立対策プラットフォームとの連携強化

これらを総合的に進めることで、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられる相談支援体制を構築することが重要である。

日中サービス支援型グループホーム部会

議 題

テーマ：日中サービス支援型グループホームに期待すること

第1回 8月12日 新規開設法人との意見交換について

第2回 1月20日 新規開設法人との意見交換及び運営状況の報告について

	第1回会議構成委員		第2回会議構成委員
1	ゆめさきの家	1	ゆめさきの家
2	みんなの家	2	みんなの家
3	相談支援事業所 どんぐり	3	相談支援事業所 どんぐり
4	相談支援事業所 ふらっと	4	相談支援事業所 ふらっと
5	姫路地区手をつなぐ育成会	5	姫路地区手をつなぐ育成会
6	関西福祉大学 社会福祉学部	6	関西福祉大学 社会福祉学部
7	姫路市立広畑障害者デイサービスセンター	7	姫路市立広畑障害者デイサービスセンター
8	姫路市基幹相談支援センター	8	姫路市基幹相談支援センター
9	姫路市障害福祉課	9	姫路市障害福祉課

姫路市において、「日中サービス支援型グループホーム」が、毎年の様に増えてきており、新たに3ヶ所の事業所の開設に向けて意見交換を行った。また、後半には、すでに運営されている5事業所を訪問し、運営状況をお聞きし、質の向上に向けて、意見交換を行った。全国的にグループホームでの虐待や支援の質といった色々な課題も抱えている事業であり、事業所の自主性を尊重しつつ、定期的に外部の目を入れる機会として重要な役割であると考えている。

1 新規開設法人との意見交換について

<会議に出された意見のまとめ>

- ・ 日中支援型グループホームとして、日中での活動の確保、充実を図っていただきたい。
- ・ 職員の人材確保と質の向上に向けて職員の研修の充実を図っていただきたい。
- ・ 利用者の外出の機会の確保と地域との交流を図っていただきたい。
- ・ 併設される短期入所が地域の障害者にとって、利用しやすいよう配慮いただきたい。
- ・ 開所にあたっては、姫路市の利用者を積極的に受け入れてほしい。
- ・ ヘルパーなど外部サービスの利用にあたっては、法人による抱え込みにならないよう、利用者の選択を重視するよう配慮を願いたい。
- ・ 姫路市の課題として、身体障害のある方や医療的ケアが必要な方の受け入れてくれるところが少ないため、ぜひ受け入れを検討していただきたい。
- ・ 地域の特性に応じた地域に開かれた事業運営をお願いしたい。

2 運営状況の報告について

<会議に出された意見のまとめ>

○ A事業所

- ・ 掲示物や名前プレートはすべて手作りで、フェルトを使うなど丁寧に作成されており、利用者にとって分かりやすく、温かみのある雰囲気を感じられた。
- ・ 地域との関わりは少しずつ広がっている。短期入所の登録者は約70名と多く、地域から信頼され、広く利用されていることがうかがえた。
- ・ 課題として地域でのボランティア活動、散髪など身近なサービスを含めた地域資源の活用があがっており、今後は、地域資源にボランティアや移動支援を組み合わせることで、地域での生活を広げることを期待したい。

○ B事業所

- ・ 見学全体として大きな問題点は表面上見られなかったが、「ニーズがあれば断らず受け入れている」印象を受けた。
- ・ 個別支援計画に基づいて、個別支援で対応するようにしている。
- ・ 深刻な人手不足が続いており、短期アルバイトでなんとか人員を補っている状況。職員からも「今後は外国人スタッフを採用していく」との説明があり、現場を回すことで精一杯という雰囲気が伝わってきた。
- ・ 今後は、支援の質を確保することや外部資源を適切に活用することで、虐待防止や権利擁護の観点からの見直しが求められる。

○ C事業所

- ・ 通所している利用者はおらず、多くの利用者が日中もグループホーム内の各自の部屋で過ごしていた。「利用者の好きなことを尊重する」という方針のもと、自由時間中心の支援が行われていた。
- ・ 「利用者の好きなことを尊重する」「本人の気持ちを待つ」ことを重視しており、意思決定支援を大切にしている姿勢は見られた。
- ・ 今後は、意思決定支援の具体的なプロセスを明確化し、日中活動の充実と、職員支援と利用者支援のバランスの再検討が重要な課題であると考えられる。

○ D事業所

- ・ 壁面装飾や居室の工夫など、利用者一人ひとりを大切にした取り組みが随所に見られた。また、食事面でも選択肢を設けたり、利用者と一緒に考えながら環境づくりをしている点が印象的で、本人の好みを尊重する姿勢が感じられた。
- ・ 重度の方をしっかりと支援したいという思いから、職員研修にも力を入れており、朝礼の時間を活用するなど、全員が学べる工夫がうかがえた。
- ・ 利用者とゆっくり話す時間が職員には十分に確保できないため、話を聞く役割を担う存在が重要であり、今後は、傾聴を兼ねたボランティアが関わることで、利用者の満足度の向上に期待したい。

○ E事業所

- ・ 日中は正看護師が常駐し、脳性麻痺や体幹機能障害、医療的ケア、胃ろう対応が必要な利用者にも適切に支援を行っている。
- ・ 施設は「最期まで支える」方針を掲げ、長期入院での退所は原則行わないとの説明を受けた。また、地域との関わりが深く、田んぼの空き地を活用した米作りやサツマイモ栽培、保育所との交流など、地域参加の機会が多い点が特徴的であった。
- ・ 意思表示が難しい利用者にも丁寧な説明を継続する姿勢が徹底されており、全体として利用者を第一に考える運営が行われていると感じられた。
- ・ 運営法人関係の利用者が多いため、外部の新規利用者の受け入れが困難であり、今後は、積極的に外部の利用者や地域と関わることで、地域の拠点機能の向上に期待したい。

3 総括として

姫路市でも地域移行が進んでいない中で、大きな受け皿となっているのが日中サービス支援型グループホームであると考えているが、属人的な所もあり事業所に格差が生まれていることが感じられた。

今回の調査では、共通課題として、支援者の人材不足と質の確保、日中活動の充実、地域資源の活用と交流などが挙げられており、地域で暮らす障害者の地域課題と類似している。

今後、医療的ケアが必要な方や強度行動障害者の生活を支えるには、医療職、看護師等の専門職との連携が重要であり、支援の質の向上とともに制度的にも柔軟な運用が求められる。

令和7年度 障害当事者部会 活動報告

テーマ：「障害当事者の声」の政策反映モデル構築の取組

- 第1回 8月12日 しょうがいDeサロン「障害のある人の災害対策」
～誰も取り残さないための防災について考える～
- 第2回 10月16日 しょうがいDeサロン「当事者活動と社会参加」
～当事者活動の在り方について考える～
- 第3回 1月22日 タウンミーティング「障害福祉推進計画について」

今年度の当事者部会「しょうがいDeサロン」では、第1回目は毎年のように台風や豪雨による水害や土砂災害などが発生し、日本各地に大きな被害をもたらしている中で、障害のある人の災害対策について意見交換をした。

また、第2回目の「しょうがいDeサロン」では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進には、当事者や家族の意識や思いを地域が受け止めるとともに、一人ひとりの困りごとや、それに対する支援の積み重ねが重要であると考えられる。そのような中、当事者活動と社会参加について意見交換をした。

そして、第3回目の「タウンミーティング」では、来年度、見直しが予定されている姫路市の障害福祉施策について、記された姫路市障害福祉推進計画について、多くの方々と自由に話し合い、意見や情報を交換した。

<検討概要>

- 第1回 8月12日 しょうがいDeサロン 「障害のある人の災害対策」
～誰も取り残さないための防災について考える～
- 能登半島地震と被災した障害者ニーズと現状（関西福祉大学 餅原先生）
○姫路市における防災「防災出前講座」（危機管理室 福永主事補）

毎年のように台風や豪雨による水害や土砂災害などが発生し、日本各地に大きな被害をもたらしている中で、障害のある人の災害対策について、関西福祉大学の餅原先生から能登半島地震での避難所の様子を紹介していただくとともに姫路市危機管理室から姫路市における防災について説明を受け、それをもとに意見交換を行った。

<出された主な意見>

- ・ 避難所での身障者用トイレの確保に向けて、市では今年度「トイレトレーラー」導入予定である。
- ・ 音声用ハザードマップがある。かなり詳しく避難場所、避難経路、被害状況などを聞くことができる。ぜひ、姫路市でも取り入れてほしい。（視覚障害）
- ・ 自宅で注射器管理中。ライフラインが停まった場合、薬の保管・補充に関して制度的な支援が必要である。（難病患者）
- ・ 「耳マーク」について、災害時に分かり易く表示し、すぐに情報を取りに

行けるようにしておく必要がある、(聴覚障害)

- ・ パニックになった強度行動障害の方を避難所では、どの程度まで許容し受入れてくれるのか。障害種別に関わらず、「困っているのだな」と各々のサインを受けとめてもらい、お互いに助け合えたらいいと思う。(知的障害)
- ・ 精神障害で音や気配などに敏感な方もいる。避難所という狭い空間の中で、精神障害独特の症状を受け止めてもらえるのか不安である。(精神障害)
- ・ 当事者は支援される方と信頼関係ができていないと絶対に繋がれない。誰でもいいというわけではない。そこを前提にどうやって支援の手を差し延べるか、支援チームを作るかだと思う。
- ・ 災害が起こった際、自宅倒壊を免れたとして避難所に行きますか?という質問に9割の参加者が自宅にとどまることを選んだ。
- ・ 障害のある方が自宅でどう過ごすかを考えるのが現状である。どうやって自宅へ情報や支援を届けられるのかが大きなポイントになってくる。

第2回 10月16日 しょうがいDeサロン 「当事者活動と社会参加」 ～当事者活動の在り方について考える～

○障害当事者活動の現状とこれからの展望(自立支援協議会 河原)

今回のサロンでは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくには、当事者や家族の意識や思いを地域が受け止めるとともに、一人ひとりの困りごとや、それに対する支援の積み重ねが重要としている。全ての障害者があるゆる分野の活動に参加するため、当事者活動と社会参加について意見交換を行った。

<出された主な意見>

- ・ 重要なのは「社会の中に居場所があるか」という視点であり、障害への理解が浅い人々とも「気づく」をきっかけにゆるやかなつながりを持つことが社会との関わりとなる。
- ・ 知的障害のある人々が文化やスポーツ活動を通じてつながりを広げることも重要で、スペシャルオリンピックスや芸術活動などを通じて、社会にその存在や活動を知ってもらおう機会の拡充を期待している。
- ・ 視覚障害を持つ私は、難病連や障害者連絡協議会などの活動を通じて、障害者が抱える多様な困難に気づいてきた。だからこそ、安心して話せる場やつながれる場をつくるのが、障害者の社会参加への第一歩になると考える。
- ・ 難聴協会をきっかけに社会とのつながりが生まれ、気持ちも前向きに。難聴協会での活動は生きがいとなり、人生の質を高める大きな支えとなっている。
- ・ 20年以上にわたり地域のろう者支援を続けているが、近年は若年層の参加減少が課題。スマートフォンの普及により、協会の必要性を感じにくくなっていることも一因と考えられる。
- ・ 急速なデジタル化の中、視覚障害者は限られた環境で生きており、アプリな

どのツールが重要。しかし、それすら使いこなせない人も多く、家族の支援が期待できない場合もある。既存団体は多くあるが、これからは当事者自身が新しい分野を切り開いていくことが重要だと考えている。

- ・ 若い世代への学校教育を通じて、精神障害への正しい理解と共生意識を育むことが、長期的な偏見解消に効果的である。精神障害者が安心して社会とつながり、自分らしく生きられる環境づくりに向けて、ピアサポーターの力を最大限に活かす本格的な取り組みが求められる。
- ・ 若い世代の参加が少ないことに強い課題意識を持っている。身体障害者の集まりでは高齢者が主となり、若者の姿がほとんど見られない。どうすれば若者が積極的に関わられるか悩みながら情報発信を続けている。

第3回 1月22日 タウンミーティング 「障害福祉推進計画について」 ○障害福祉推進計画の概要説明

「しょうがいDeサロン」は、障害のある当事者が中心となり、学び合いや相談、情報交換を行う場である。「タウンミーティング」は、当事者だけでなく、支援者や市民も一緒に参加し、障害に関するテーマについて幅広く意見交換をする場である。

第3回では「姫路市障害福祉推進計画」について意見交換を行った。この計画は令和6年3月に作られ、6年間の計画のうち、令和8年度で3年目に入る。中間評価として進み具合を確認し、数値見直しを行う予定となっている。

<出された主な意見>

§ 「充実した日常生活を支える体制の構築」について

- ・ 相談支援専門員の数は全体として横ばいで、特に児童分野では相談員が関わらずセルフプランが増えている。基幹相談支援センターでは研修を通じて人材育成を進めているが、相談支援事業所は利益を出しにくい仕組みのため、市の補助や加算の充実が求められる。
- ・ 福祉人材、とくに介護職の不足が深刻で、悪化したイメージを改善するために、メディアを通じて福祉の実情を正しく伝えたいと考えている。こうした取り組みが、人材確保や現場環境の改善につながると期待している。
- ・ 日常生活用具の自己負担が物価高騰で増え、必要な支援を十分に利用できないという声が寄せられている。八王子市では、視覚障害のある人が使うスマートフォンが「日常生活用具」として認められ、補助金が出るようになった。

§ 「地域で暮らし続けるための支援」について

- ・ 姫路市の手話通訳派遣の窓口は、今も身体障害者福祉協会からの派遣職員が担当している。障害福祉課との連携は進んでいるものの、派遣という立場では、聞こえない人のための環境整備や支援には限界がある。手話通訳者の待遇改善を望む。

- ・ ピアサポーターとして活動したくても、姫路市には活躍の場がほとんどない。研修を修了しても実際に活動できる機会がなく、せっかく学んだことを活かさない。もっと活動の機会がほしい。
- ・ 強度行動障害のある人を受け入れる施設がほとんどないという深刻な実情を聞いている。軽度の人なら受け入れ先があるものの、強度行動障害となると対応できる施設が非常に少なく、状況は悲惨だと感じている。そのため姫路市には、受け入れ体制の整備や対応できる人材の育成をもっと進めてほしい。

§ 「就労支援体制の充実」について

- ・ 同行援護を利用して通勤しようとしたが、制度の手続きが非常に遅く困った。
- ・ 昨年4月に就労継続支援B型事業所を開所した。事業開始時に明確な仕事がなく、今は紹介された内職が中心で仕事の幅が限られている。一般就労経験者など多様な利用者さんもあり、企業とのつながりや新しい仕事の機会が必要だと感じている。
- ・ 受け身ではなく主体的に活動を発信し、事業所同士がつながりながら取り組みを発展させていくことが、福祉的就労の理解促進にもつながるのではないかと感じている。
- ・ 労働人口が減る中で、障害のある人の働く場を広げることが課題になっている。最近では、農地管理を就労継続支援B型事業所に任せ、長年農業に携わってきた高齢者を職業指導員として雇い、作業を教えてもらう取り組みが進んでいる。

§ 「生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実」について

- ・ 重度障害のある医療的ケア児の支援や教育の問題は、障害者分野の法律だけでは対応しきれず、医療や教育など他の制度との連携が必要。多方に障害への理解を広げ、協力体制を強めなければ支援は前に進みにくい状況である。
- ・ インクルーシブ教育が地域全体で広がってきていると感じている。今週末の「ひめじ教育万博」では、教育委員会だけでなく放課後等デイサービスやフリースクールも参加し、相談や意見交換が行われる。地域の学校に通う子どもも増え、放課後等デイサービスの役割発信も進んでおり、こうした取り組みが着実に進んでいる。

§ 「権利擁護・差別解消の推進」について

- ・ 難聴者の協会を作っているが、なかなかこのような会があることを広めていくことが難しい。活動を紹介できる場はまだ十分ではない。今後、イベントの機会が増えることで、より多くの人に協会の役割を理解してもらいたい。
- ・ ろうあ協会では、手話サークル「虹の会」と協力し、姫路城の観光ガイドで手話通訳を導入する準備を進めている。
- ・ 障害のある人が観光やレクリエーションを楽しみ、人生を豊かにできる環境づくりが大切だと考えている。旅行や音楽、スポーツなど、一般の人が参加す

る場に障害のある人が自然に参加できることは、差別をなくし理解を広げる上でとても効果的。

- 合理的配慮の制度が始まって3年たっても、行政も民間も十分に対応できておらず、「言葉だけが先行している」と感じられる場面が多い。行政は本来模範となるべきなのに「それは合理的配慮ではない」と断られることもあり、線引きが不明確なまま。利用者がお願いしても「ルールだからできない」と言われると、多くの方は引き下がるしかない。
- 手話通訳者の研修体制の不十分さを大きな課題としている。手話通訳を「仕事」としての意識を高めてもらうためにも、研修の充実は欠かせない。手話言語条例や障害者差別解消法の趣旨を理解し、適切に対応できる職員が増えれば、私たちも安心して暮らせると感じている。

<まとめ>

タウンミーティングは3年前、障害福祉推進計画の策定前に始まったが、今回は策定後の計画について当事者から直接意見をいただける重要な機会だったと感じている。委員会やアンケートでは、時間や回答者の偏りから十分に声を拾いきれない面があり、今回のように当事者が集まり、困りごとを共有し、お互いを理解し合える場は大きな意味があった。こうした対話の機会はまだ多くないが、今後も理解を深め、当事者の声を発信していく場として大切にしていきたい。

令和7年度 ひめじっこネット 活動報告【事業者部会】

今年度、33名のスタッフが、下記3つのチームに分かれ、それぞれの企画・運営に携わっている。

- 1 課題解決チーム (13名)
 - (1) 会議 (zoom 開催)
 - ①6月9日
 - (2) アンケート実施
 - ①7月10日～23日
- 2 研修チーム (10名)
 - (1) 会議 (いずれも zoom にて開催)
 - ①6月17日 ②7月8日 ③10月22日 ④11月17日 ⑤1月22日
 - (2) 研修開催
 - ①10月29日 (zoom 開催)
 - ②-1 1月28日、②-2 2月2日

※研修②については2回に分けて開催。
- 3 イベントチーム (10名)
 - (1) 会議 (いずれも zoom 開催)
 - ①6月18日 ②10月8日 ③1月8日
 - (2) アンケート実施
 - ①8月下旬～9月30日 ②11月～12月27日

※令和8年9月19日(土)に「ひめじっこ万博(仮称)」開催を予定している。

市内複数事業所が集い、万博のように様々なエリアで様々な療育体験ができるイベントを企画している。

現在は、企画段階から協力していただける事業所を募り、各エリアの提供内容を検討しているところである。

イベント開催に向けて引き続き打ち合わせ、準備を進めていく。

会場イメージ図

会場イメージ

2026. 9月19日(土) 開催予定
場所：姫路市総合福祉会館5階

姫路市内の児童発達支援事業所が集い、利用者様・保護者様・地域の皆様のための合同イベントの開催を企画しています。今年度の「万博」をイメージして、様々な体験ができるエリアを設置する予定です。
療育や事業所のことをもっと知ってもらえる、何よりも子ども達に楽しんでもらえるイベントにしたいです！

まずはGoogleフォームにて、このイベントに関する皆様のご意見やアイデアをお聞かせください。また、ご協力いただけるスタッフの方も募集しています。

連絡先：079-240-6533
kioro.himeji@kumzemi.co.jp
こどもサポート教室「きらり」姫路校
姫正(けんしょう)宛

<エリア別>

- A: 音楽療法エリア
- B: 芸術療法エリア
- C: エンターテインメントエリア
- D: 自然体験エリア
- E: 運動・感覚統合エリア
- F: 障日・お楽しみエリア
- G: 保護者支援・産婦人科エリア

<エリアイメージ>

運動 エリア 障日 エリア 芸術 エリア

令和7年度 地域生活支援拠点等関係機関連携会議 活動報告【事業者部会】

実施日：令和7年12月2日

場所：香翠寮

参加事業者：愛光園、三愛園、香翠寮、姫路暁乃里

※「緊急時の受入・対応」において登録している事業者

1 実施報告

	愛光園	三愛園	香翠寮	姫路暁乃里
6年度	3名	1名	2名	5名
7年度	2名	0名	2名	4名

2 自立支援協議会について説明

本事業者部会の自立支援協議会での位置付け等を説明

3 今後の地域生活支援拠点等について説明

地域生活支援拠点等の4つの機能（緊急時の受入・対応、相談、専門的人材の確保、体験の機会・場）のうち、「相談」と「専門的人材の確保」について登録要件等を整備し、令和8年度から拠点登録を実施予定であることを説明

4 拠点コーディネーター、自立生活援助について説明

拠点コーディネーターの概要、また本市が拠点コーディネーターを設置するために必要な障害福祉サービスの自立生活援助について説明

令和7年度 生産活動振興部会 活動報告【事業者部会】

【開催日時】 令和7年11月6日 午前10時～12時

【開催場所】 姫路市総合福祉会館5階 第2会議室

【テーマ】 「姫路市における障害者の生産活動の推進」

* 事業所間の連携と協働

【協議内容】

- 前年度の検討概要について
- 他の事業所と一緒にできること・やりたいこと
 - * 今ある商品を集めてセット販売
 - * 大きな仕事の共同受注
 - * 事業間連携（仕入れや研修）
 - * チラシ作り、ネット販売、販売場所の提供
- 事業所間の連携と協働の仕組みづくりについて

【参加事業者数】 生活介護・就労継続支援B型事業所 計14事業所

令和7年度 相談支援事業所連携会議 活動報告【事業者部会】

○開催日：令和7年12月3日

令和7年度第1回相談支援事業所全体会（5月28日）において、「相談支援専門員の役割」を整理するための意見交換を実施した。その後、つながる小部会（7月7日、14日、18日）において同テーマについて更に検討を深め、「報酬で評価されると良い業務」「他の専門職やインフォーマル資源の活用が望ましい業務」「その他の自由な発想による「あったら良いな」」の3区分に整理した。

これらの検討結果を踏まえ、情報共有と今後の方向性を確認することを目的として、第1回相談支援事業所連携会議を開催した。

【検討テーマ】

- (1) 「支援困難」という言葉の定義の共有
- (2) 「相談支援専門員の紹介チラシ」の内容について

【検討結果】※相談支援事業所 36 事業所 58 名参加

(1) 「支援困難」の定義

- ・ 「本人・家族の支援拒否や理解不足」「支援者の負担や調整の難しさ」「制度・サービスの限界」これらが複合的に重なった状態を指す。

○ 重要な視点

- ・ 「誰にとって困難なのか」を常に確認すること。本人中心の視点を基本としつつ、支援者・制度側の困難も可視化する必要がある。

○ 対応の方向性

- ・ SOSを出しやすい環境づくり、過干渉を避けた見守り、役割分担の明確化、チーム支援の推進、予防的アプローチ、制度の限界の共有、記録・情報共有の徹底などが挙げられた。

(2) 「相談支援専門員の業務紹介チラシ」の内容検討

○ 表記の工夫

- ・ 「主な業務」を「できること」「業務内容」などに変更し、柔軟性を持たせる。
- ・ 事務処理要領の正式名称を使用するか、分かりやすさを優先するかを整理

○ 記載する業務の明確化

- ・ 基本相談、家族からの相談、モニタリング、生活状況の把握、関係機関

連携、資源情報収集、情報提供等

- 「役割ではないこと」の示し方
 - ・ 契約・法令、学校・事業所、生活支援、金銭・行政手続き、私的相談などの具体例を提示。表現は「できないこと」「業務ではないこと」など複数案を検討。最後に「その都度ご確認ください」と添えることで柔軟性を確保
- アピール文（吹き出し案）
 - ・ 「困りごとを気軽に相談してください」「あなたの望む生活を一緒に考えます」「安心して福祉サービスが使えるようお手伝いします」など、利用者が相談しやすくなる前向きな文言が多く挙げられた

【今後の方向性】

- ◎ 相談支援専門員の業務について整理したガイドブックの作成を進める

令和7年度 ケアマネジメント会議 活動報告

<開催実績>

- 1 5月/20代 精神科通院歴のある男性（南西部ひめりんく）
- 2 7月/50代 知的障害のある男性（北部ひめりんく）
- 3 9月/40代 自閉症スペクトラムの男性（東部ひめりんく）

<地域課題> ※3事例を通して見えてきた課題

- 本人の特性に応じた“柔軟な支援体制”の不足（アウトリーチ機能の不足）
 - ・ 自閉傾向、知的に軽度、依存症傾向など、特性は多様であるにもかかわらず、支援メニューが画一的で「その人に合う形」に調整しにくい。
 - ・ GH利用の可否、金銭管理の方法、働き方など、本人の特性に合わせた選択肢が地域に十分に整っていない。
 - ・ 「ひめりんく」は本人が安心して相談ができる場所のひとつとして機能しているが、柔軟な支援にはアウトリーチの考え方が不可欠
- 社会参加の場・役割の不足（地域活動支援センターなど地域資源の不足）
 - ・ 仕事復帰の難しさ、居場所の少なさ、地域で役割を持てる機会の不足
 - ・ 孤立・孤独を防ぐための「緩やかなつながり」や「役割のある活動」が地域に十分でない。
 - ・ スポーツ、文化活動、サークルなどの社会資源はあるが、本人がアクセスしやすい形での橋渡しが弱い。
- 多職種連携の不足と“支援の継続性”の課題
 - ・ 医療、福祉、就労支援、家族、地域住民など、多様な支援者が関わる必要があるが、連携が断続的になりやすい。
 - ・ 計画の共有不足、書面化の不足、フォローアップの弱さが、支援の継続性を妨げている。
 - ・ トラブルが起きてから支援が動く「事後対応型」になりがちで、早期介入の仕組みが弱い。
- 家族支援の不足と“家族への過度な負担”
 - ・ 「長男が親を看るべき」などの価値観が本人の自己決定を妨げる事例がある。
 - ・ 家族が支援の担い手として過度に負担を抱え、本人の自立支援が進みにくい。
 - ・ 小中学生の頃からの家族支援の必要性が指摘されているが、実際には早期支援が届きにくい。

- 金銭管理・生活基盤の脆弱さ
 - ・ 成年後見制度の利用、GHでの金銭管理、税金対応など、生活の基盤となる金銭管理が大きな課題
 - ・ 年金だけでは生活が成り立たないケースが多く、住まいの確保も不安定
 - ・ 金銭管理が不十分なまま地域生活を送ると、トラブルや孤立につながりやすい。

- 本人の自己理解・自己決定を支える支援の不足
 - ・ 自己理解が浅いまま支援が進むと、再発・孤立・トラブルにつながりやすい。
 - ・ 本人のペースで希望を言語化し、将来の見通しを持てるように伴走する支援が不足している。
 - ・ 成功体験の積み重ねが必要だが、地域でそれを得られる機会が限られている。

地域生活支援拠点等(相談、専門的人材の確保・養成等)の整備について

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、緊急時の短期入所等や地域移行など、地域におけるサービスの支援体制を地域の実情に応じて整備するものである。

(主な機能)

① 相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応(令和4年度に運用を開始し、4事業者が登録済み)

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

(令和8年度実施)

未実施の機能のうち、①「相談」及び④「専門的人材の確保」についての要件等を整理し、令和8年度から実施する予定である。

(登録要件について)

① 「相談」

- ・ 総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者、又は児童福祉法に基づく障害児相談支援事業者の指定を有するものであること。
- ・ 常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他の必要な支援を行う機能を有していること。
- ・ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供する体制を整備していること。

④ 「専門的人材の確保」

- ・ 強度行動障害又は医療的ケアに係る市が実施する委託事業の受託法人であること。
- ・ 兵庫県又は市の広域的支援人材登録名簿に掲載された広域的支援人材が所属する法人であること。